

平成 28 年 2 月 3 日

昭島市長 北川穰一 殿

昭島市特別職報酬等審議会

会長 平畠文興



市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長の給料の額について
(答申)

平成 27 年 11 月 6 日付け 27 総職指第 194 号をもって諮詢のあった
標記のことについて、別紙のとおり答申いたします。

昭島市特別職報酬等審議会答申書

1 はじめに

本審議会は、平成 27 年 11 月 6 日に昭島市特別職報酬等審議会条例（昭和 40 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、市長から特別職の報酬額等について諮詢を受けた。

本審議会は、最近の社会経済情勢をはじめ、市の財政状況、他自治体における報酬等の状況などを参考とし、下記の資料に基づき広範な視野に立ち審議を行った。

- <資料>
- 1 昭島市特別職報酬等審議会条例
 - 2 26 市特別職報酬等一覧表
 - 3 市民 1 人あたりが負担する特別職月額
 - 4 市民 1 人あたりが負担する特別職年収
 - 5 26 市特別職報酬等改定状況
 - 6-1 平成 25 年度決算に基づく各市の特別職報酬等の状況
【給料・報酬月額 × 12 月比較】
 - 6-2 平成 26 年度決算に基づく各市の特別職報酬等の状況
【給料・報酬月額 × 12 月比較】
 - 7 市長等給料月額削減措置状況（昭島市）
 - 8 平成 22 年度以降改定した市の状況
 - 9 消費者物価指数（平成 22 年基準）
 - 10 26 市特別職給料等月額の減額措置状況
 - 11 26 市住民基本台帳による人口（年齢別）

2 審議経過

この諮詢を受け、平成 27 年 11 月 6 日、12 月 16 日、平成 28 年 1 月 20 日の 3 回にわたり審議会を開催した。

（1）市長、副市長の給料の額について

市長をはじめとする特別職は、市行政の最高責任者又は補佐役として、第五次昭島市総合基本計画の着実なる推進、また、地方分権改革に伴う事務移譲など、従来にも増してその守備範囲は拡大し、職責の重みも増している。また、高度で専門的な見識と的確な判断力、強い実行力なども要求されている。

市長、副市長の給料の額については、現下の社会経済情勢、市の財政状況、類似団体との均衡などを考慮しつつ、市民の負託に応えるべく課せら

れたその職責や職務の困難性に応じた水準が保たれなければならない。

平成27年12月の月例経済報告によると、景気は、このところ一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いているとされている。しかしながら、市の財政状況については、財政構造の弾力性を示す経常収支比率の推移から依然として財政の硬直化の課題があるなど、厳しい状況が続いているものの、行財政改革の着実な推進による成果などから一定の状態を保っているところである。

このような行財政環境の中においても、近年のまちづくりでは、拝島駅周辺の整備事業や立川基地跡地の開発など、市民の目に見える形でその成果を確認することができ、第五次昭島市総合基本計画に基づき計画的にまちづくりが推進されている。

市長、副市長の給料の額については、市において自主的に決定されるべきものであり、市民の十分な理解が得られるものでなければならないことは言うまでもない。これまでも社会経済情勢の変化や市の財政状況を勘案する中で、市長、副市長の給料月額については、特例条例を設けて減額する措置を講じてきた経過もある。

審議の過程において、参考資料から見る市長、副市長の給料の額については、多摩地区の26市で比較する中において中位に位置しており、大きく均衡を失する状況にはないと考える。

以上のことから、市長、副市長の給料の額については、平成10年度から改定は行われていないが、現行額を据え置くことが適当であるとの結論に達した。

(2) 市議会議員の議員報酬の額について

非常勤の特別職である市議会議員の報酬については、市長等常勤の特別職の給料とは性格を異にするものである。また、行政と議会は車の両輪のごとく相互に協力する中で、市政発展のために尽力されていることは言うまでもない。

今日における議員の活動は、市民ニーズが多様化する中で、市民の代表として更に市民意識の把握、調査・研究が要求されており、議員として役割を果たす資質の向上が強く求められている。

議員の報酬額については、その職責を踏まえる中で、増額又は減額すべきとの意見があった。一方、これまでの審議会において、様々な議論を行う中で現在の報酬額が決定されてきていることや常勤の特別職と同様、議員の報酬額についても他市との比較において大きく均衡を失する状況はないことから、据え置きが妥当との意見もあった。

議員の報酬額については、上述のとおり様々な意見があったが、総合的な見地から審議し、議員の報酬額についても平成10年度から改定は行われていないが、社会経済情勢や他市との比較などから現行額を据え置くことが適当であるとの結論に達した。

3 おわりに

昭島市では、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする第五次昭島市総合基本計画が折り返し地点を迎える。将来世代にも誇れる魅力あるまちづくりを推進し、将来都市像である「元気都市あきしま」の確かな実現に向け、大変重要な時期を迎えている。

地域主権という大きな流れの中において、地方自治体の役割や責任も一層重みを増し、特別職の役割はこれまでにも増して重要になってきている。

こうした中、特別職におかれでは、是非それぞれに課せられた役割を十分に果たされ、昭島市の発展と市民福祉の一層の向上に努力されるよう期待するものである。

また、審議の過程において、特別職の職務や活動内容に関し、市民への説明責任について言及があり、「広報あきしま」や「あきしま市議会報」等を更に活用する中で、市民に対しわかりやすく説明する工夫が必要であるとの意見があったことを付言する。

併せて、特別職の報酬等の額の審議にあたっては、これまでの審議内容に捉われることなく、より客観的に判断することができるような仕組みづくりや資料作成について、引き続き検討する必要があることも付言しておく。

今後、社会経済情勢や市の財政状況等が急激に変化する事態が生じたときには、時宜を失すことなく本審議会に改めて諮問されるよう申し添える。